

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正
（県例規集登載）

医療推進課

○ 地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正

人事課

○ 特定施設の設置許可申請

環境管理課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定

障害福祉課

○ 指定障害児通所支援事業者の指定

耕地課

○ 土地改良事業の施行認可

道路整備課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

道路整備課

【公告】

○ 特定非営利活動法人の設立認証の申請

県民生活交通課

○ ”

耕地課

○ 土地改良区役員の退任及び就任届

耕地課

○ 土地改良区役員の退任届

耕地課

○ 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

水産課

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 落札者等の決定

用度課

目次

担当課（室）

【公安委員会】

○ 指定講習機関の指定の一部改正

運転免許課

○ 運転免許取得者教育の認定の一部改正

運転免許課

【正誤】

○ 地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正の正誤

総務学事課

○ ”

”

◎岡山県告示第百八十二号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金から適用する。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表保健福祉部の部岡山県看護職員就業相談員派遣面接相談モデル事業費補助金の項中「三十六万円」を「三十六万五千元」に改める。

◎岡山県告示第三百八十三号

昭和四十年岡山県告示第五百三十六号（地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一中「参与」を「次長」に、「総括参事及び参事」を「及び総括参事」に改める。

◎岡山県告示第三百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 協同組合ウインズバレイ

住所 岡山県総社市久代1408-6

氏名 理事長 豊田 眞三

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 協同組合ウインズバレイ東事業所

所在地 岡山県総社市真壁1490

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	廃止		新設		
種	類	71 自動式車両洗淨施設		71 自動式車両洗淨施設		
能	力	1時間当たり約11台		1時間当たり約11台		
工事着手予定年月日		-		許可後直ちに工事着手		
工事完成予定年月日		-		工事開始後1日で完成予定		
使用開始予定年月日		-		工事完成後直ちに使用		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		24時間 雨天時は使用せず		13時間 約30分間に1台使用 雨天時は使用せず		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常値及び最大値並びに通常量及び最大量	区	分	通常	最大	通常	最大
	水	量 (m ³ /日)	4	12	同左	
	p	H	6~8	6~8		
	B	O D (mg/ℓ)	20	30		
	C	O D (mg/ℓ)	20	30		
	S	S (mg/ℓ)	30	50		
	油	分 (mg/ℓ)	10~15	20		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成26年7月18日から同年8月8日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び総社市役所

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

◎岡山県告示第三百八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

短期入所事業所ライフみのり

2 所在地

津山市二宮九九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人津山みのり学園

2 主たる事務所の所在地

津山市二宮九九一五

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇五一六

五 サービスの種類

短期入所

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ライフ・ケア・アイ

2 所在地

備前市西片上一〇六八一四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

株式会社ライフ・ケア・アイ

2 主たる事務所の所在地

備前市西片上一〇六八―四

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 事業所番号

三三一―一〇〇一九六

五 サービスの種類

居宅介護

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

◎岡山県告示第三百八十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

学習支援レインボー川入教室

2 所在地

倉敷市川入八一五―五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社TSUMORI

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区新屋敷町二―一〇―一〇

三 指定年月日

平成二十六年七月一日

四 事業所番号

三三五〇二〇〇四五―

五 事業の種類別

児童発達支援、放課後等デイサービス

◎岡山県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

高崎土地改良区

二 地区名及び工種

地区名 工 種

丘3番川 農業用排水施設

三 認可年月日

平成二十六年七月三日

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

◎岡山県告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 勝央仁堀中線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡久米南町全間字定信一〇一九番一 地先から 久米郡久米南町全間字大途一二九三番地 先まで	新	六・一 三三・〇	五四〇・〇
久米郡久米南町全間字定信一〇一九番一 地先から 久米郡久米南町全間字大途一二九三番地 先まで	旧	二・五 一一・五	五四〇・〇

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

◎岡山県告示第三百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	勝央仁堀中線	久米郡久米南町全間字定信一〇一九番一地先から 久米郡久米南町全間字大途一二九三番地先まで	平成二十六年七月十八日

〔三四五〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人赤磐市市民活動支援センターどんぶらこ

三 代表者の氏名

岸本都志子

四 主たる事務所の所在地

赤磐市町苅田三二四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、赤磐市内で活動しているNPO法人や市民グループ等の活動基盤整備と団体間の交流や情報交換を促進し、市民・NPO・企業・行政が地域の課題解決のために協働していくための中核となることを目的とする。

〔三四六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人百業・百楽ネットワーク

三 代表者の氏名

藪内 規次

四 主たる事務所の所在地

津山市上河原一九二番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、沢山の業種（百業）の人が寄り知恵を出し合い、それらを情報発信することで新産業の環境づくりや人との繋がりができ、ひいては多くの楽しみ（百楽）が生まれ、それを体感できることを主題として、安心・安全・健康を目的とした新技術の提供に関する事業を行い、健康的・文化的・経済的な活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

〔三四七〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任及び就任の届出があつた。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称		二 退任及び就任役員		住 所	理事監 事の別
越尾土地改良区	退任役員	就任役員	住 所		
氏 名	氏 名	氏 名	住 所		
岡部 忠雄	岡部 央	久米郡美咲町越尾	一九七五	理事	
杉山 一正	杉山 一正	〃	二二九九	〃	
岡部 忠雄	岡部 忠雄	〃	三〇五二	〃	
原 悦夫	原 悦夫	〃	三二〇五	〃	
桑元 郁治	桑元 郁治	〃	二四九八―三	〃	
桑元 久司	桑元 久司	〃	一八九〇	〃	
桑元 邦仁	桑元 邦仁	〃	一五五九	〃	
澁谷 民男	澁谷 民男	〃	八六三―四	〃	
岡部 昌	岡部 昌	〃	九一一	〃	
菅尾 馨	菅尾 馨	〃	九六八	〃	
越尾 泰治	越尾 泰治	〃	四九―二	〃	
稗田 富雄	稗田 富雄	〃	三三〇	〃	
花房 政輝	花房 政輝	〃	一三九	〃	
桑元 正男	桑元 正男	〃	二六四九	〃	
澁谷 武男	澁谷 武男	〃	八五二	〃	
関 雄輔	関 雄輔	〃	一四四六	〃	
花房 直人	花房 直人	〃	一〇二九	〃	
碑田 信行	碑田 信行	〃	二五五	〃	
中原 徹雄	中原 徹雄	〃	八九五―二	〃	
江田 祐樹	江田 祐樹	〃	一四五六一―一	〃	
桑元 哲	桑元 哲	〃	二六五一	〃	

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

花房 江田 勢木
信裕 文昭 治男

原本	志茂	越尾				岡部	志茂	原本	勢木
彰	陽之	充仁				幹雄	克明	忠雄	圭司
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三三二七十一	八一〇	一〇九四	二〇八	一五八四	二五五九	一九六一	二一三六	三四一九	二四七七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	監	〃	〃	〃
						事			

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

〔三四八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

小原土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

理事監

氏 名

久米郡美咲町西幸一五九一

事の別

井伊 務

監 事

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

〔三四九〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による
聴聞を行う。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井吹上二丁目三番二号

山本 明

岡山県笠岡市北木島町七八八七番地

畦坪 孝弘

岡山県浅口市寄島町一二一五五番地三八

黒川 清治

岡山県倉敷市玉島乙島七四六〇番地三

樋口 昌弘

二 期日

平成二十六年八月二十六日午前十時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課会議室

〔三五〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

瀬戸内市邑久町下笠加二七〇―三、二七〇―四

二 公共施設の種別

防火水槽

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

岡山市東区西大寺上一丁目一九―一九

学校法人森教育学園

理事長 森 靖喜

五 許可番号

岡山県指令建指第四〇一号

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

〔三五一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

庁用自動車リース 九十六台

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年五月十三日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社トヨタレンタリース岡山

岡山市北区厚生町一丁目三番一九号

五 落札金額

二〇七、七〇二、一四四円（うち消費税額及び地方消費税の額一五、三八五、三四四円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年四月一日

平成26年7月18日 岡山県公報 第11602号

〔三五二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年七月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
壁せん断試験機 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
平成二十六年六月十九日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社金剛測機
岡山市北区今六丁目一番七号
- 五 落札金額
六一、七七六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、五七六、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日
平成二十六年五月九日

◎岡山県公安委員会告示第百六号

平成五年岡山県公安委員会告示第二十四号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

岡山県公安委員会

表中「末吉正人」を「藤岡豊」に、「小野雅彦」を「小野新太郎」に、「林忠夫」を「安川一恵」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第百七号

平成十二年岡山県公安委員会告示第三十八号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月十八日

岡山県公安委員会

表一の項及び三の項中「末吉正人」を「藤岡 豊」に改め、同表四の項中「小野 雅彦」を「小野 新太郎」に改め、同表十四の項中「末吉正人」を「藤岡 豊」に改め、同表十六の項中「林 忠夫」を「安川 一恵」に改める。

〔二四〕平成十八年三月三十一日付け（号外）公布地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正（岡山県告示第二百十五号）に誤りがあった。

四・上・一二	頁・段・行
、 予算	誤
又は 予算	正

〔二五〕平成二十一年三月三十一日付け（号外）公布地方公営企業法第三十九条第二項の規定により知事が定める職の指定の一部改正（岡山県告示第二百三十二号）に誤りがあつた。

一・終わりが ら四	一・終わりが ら五		一・六		頁・行
もの	、 予算	並びに発電所	、 予算	課長、	誤
者	又は予算	、 発電所	又は予算	課長	正